



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表  
令和4年5月16日(月)

担当

京都労働局 労働基準部健康安全課  
健康安全課長 高木 芳夫  
専門監督官 森 英貴  
電話 075-241-3216(ダイヤル)

### 令和4年6月3日(金)

## 建設現場の夏季 安全パトロールを実施します。

京都労働局(局長 かねざし よしゆき 金刺 義行)は、安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、「令和4年度 全国安全週間実施要綱」に基づき、令和4年7月1日から7月7日までを「**全国安全週間**」、6月1日から6月30日までを「準備期間」として、京都府内の各事業場に対し、職場内の安全意識の高揚に向けた取組等(実施要綱の事業場の実施事項)について、実施を要請します。(参照 **令和4年度 全国安全週間(第95回)実施要綱**)

夏季における建設現場は、熱中症の発生も含め作業条件が厳しく労働災害の多発が懸念されることから全国安全週間の準備期間中のこの時期に安全衛生意識を高め、労働災害防止を図る取り組みを推進するため、国土交通省、京都府他関係自治体、建設業労働災害防止協会京都府支部及び当局の幹部(労働局長、労働基準部長、京都上労働基準監督署長)による合同安全パトロールを実施します。

#### 夏季パトロール 現場

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日 時 | 令和4年6月3日(金) 9:30~11:30   |
| 2 場 所 | 清水・岡野・公成特定建設工事共同企業体<br>新行政棟・文化庁移転施設整備工事(主体工事)<br>(京都市上京区藪之内町 85-3, 85-4) |

#### 《取材にあたっての留意事項》

取材を希望される報道関係者は、別紙「取材申込書」で、当局健康安全課あてFAX(075-241-3219)で申込みください。可能な限り、早めにお申し込みをお願いします。

ご希望いただいた報道関係者は、パトロール当日**6月3日(金)9:15までに直接現場事務所へお越しください**。詳細は担当者までお尋ねください。

なお、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用になるか、付近の有料駐車場をご利用ください。

# 令和4年度 夏季安全パトロール実施要領

京 都 労 働 局

令和4年5月16日

## 1 目的

令和4年7月1日から7月7日までを「全国安全週間」、6月1日から6月30日までを「準備期間」として、建設業労働災害防止協会など各労働災害防止団体が労働災害防止に取り組みを行います。

全国安全週間の準備期間に、国土交通省、京都府他関係自治体、建設業労働災害防止協会京都府支部の幹部及び当局の幹部がパトロールを実施することにより、全国安全週間の周知を行うとともに、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として実施します。

## 2 実施日時

令和4年6月3日（金） 午前9時30分から午前11時30分

## 3 対象工事現場

住 所	京都市上京区藪之内町 85- 3 ,85- 4
建 築 主	京都府
工 事 名	新行政棟・文化庁移転施設整備工事（主体工事）
施 工 者	清水・岡野・公成特定建設工事共同企業体
工 期	令和2年5月28日～令和4年12月28日
請負金額	約51億円

## 4 スケジュール（予定）

9：15 工事事務所集合（参照：案内図）

9：30 開会  
京都労働局長挨拶  
工事事務所長挨拶、工事概要説明

10：00 パトロール開始

10：50 パトロール終了  
京都府、建災防、京都労働局講評

11：30 閉会

## 5 参加機関

国土交通省近畿地方整備局、京都府、京都市、  
建設業労働災害防止協会京都府支部、  
京都労働局、京都上労働基準監督署

別紙

労働局健康安全課 FAX : 075-241-3219

令和4年 月 日

京都労働局労働基準部 健康安全課 御中(担当 森)

## 取材申込書

(令和4年度 夏季安全パトロール(6月3日))

報道機関名 \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

参加人数 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

携帯電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

### <注意事項>

- ・建設現場になりますので、ヘルメット(保護帽)、安全靴等をご準備願います。ご用意が難しい場合には、事前に、ご相談ください。
- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者から許可のない場所には近づかないようにしてください。また、工事関係者から許可のない場所は撮影を行わないようお願いいたします。
- ・駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用になるか、付近の有料駐車場をご利用ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、マスク等をご着用ください。発熱や風邪の症状のある方は参加を控えてください。

### 送付先

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

京都労働局 労働基準部 健康安全課

専門監督官 森 英貴

電話 075-241-3216 FAX 075-241-3219

## 令和4年度 夏季安全パトロール案内図

現場名	清水・岡野・公成特定建設工事共同企業体 新行政棟・文化庁移転施設整備工事(主体工事)	問合せ先
住所	〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府庁東門入口 工事事務所	京都労働局 健康安全課 Tel:075-241-3216

  

**現場事務所** (1F:ピロティ)  
2F:作業員休憩所  
3F:現場事務所  
4F:会議室

**仮設ゲートNo.1 (工事事務所)**

**工事現場**

新町通  
下立売通

【府庁内配置図】

※ 府庁内からは入れません！！

※夏季安全パトロールは、**仮設ゲートNo.1** から入場ください。  
(府庁内からは入れません)

最寄りの駅より 地下鉄丸線 丸太町駅 2番出口 徒歩8分  
最寄りの駅より 市バス 府庁前 徒歩8分

**遵守事項**

- ・ 京都府庁構内の為、第三者優先で通行すること。
- ・ 現場内、府庁の駐車スペースは利用できません。公共交通機関、近隣駐車場利用ください。
- ・ スクールゾーンの為、7:30~8:30は関係車両の通行厳禁です。



# 令和4年度 全国安全週間(第95回)

準備期間

6月1日～6月30日

本週間

7月1日～7月7日



主 唱 京都労働局・各労働基準監督署

協 賛 (公社)京都労働基準協会  
(公社)京都労働基準協会各支部  
建設業労働災害防止協会京都府支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会  
(一社)日本ボイラ協会京滋支部  
(一社)日本クレーン協会京都支部  
(公社)建設荷役車両安全技術協会京都支部  
(一社)京都府溶接協会  
京都府採石公災害防止連絡協議会  
京都府建築工業協同組合

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開され、この努力により労働災害は長期的に減少していますが、京都府内における令和3年の労働災害による死亡者数は、前年から大幅に7人増加し、16人となりました。

また、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高年齢労働者の労働災害や行動災害（転倒災害、腰痛など）による労働災害が増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害等により、前年比312人、12.3%増加の2,840人となりました。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要です。

すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和4年度の全国安全週間は、

## 安全は 急がず焦らず怠らず

をスローガンとして展開します。

また、7月1日から9月30日までの期間、令和4年度「京都ゼロ災3か月運動」(第38回)を実施します。申込みは6月1日から6月24日まで、主催者団体にて受け付けます(参加費無料)。

京都府内のすべての事業場がこの運動に参加され、「災害ゼロ」を目指して、「安全・健康で快適な職場づくり」を行っていただけるようお願いいたします。詳細は最寄りの労働基準監督署、労働局までお問い合わせください。

さらに、7月8日(金)に京都における労働者の安全の確保と健康の保持増進及び快適な職場環境の実現を図ることをテーマに令和4年度「京都安全衛生大会」(場所：ロームシアター京都/参加費無料)を開催しますので、是非参加いただきますよう併せて、ご案内いたします。

## 京都安全衛生大会

日 時 7月8日(金) 開会13時15分 閉会16時45分  
場 所 ロームシアター京都 サウスホール(京都市左京区岡崎最勝寺町13)

## 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚  
 安全パトロールによる職場の総点検の実施  
 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信  
 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ  
 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施  
 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 継続的に実施する事項

### 安全衛生活動の推進

#### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ロ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (ハ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

#### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ロ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (ハ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

#### ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

#### オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- (ロ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

### 業種の特性に応じた労働災害防止対策

#### ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- (ロ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (ハ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

#### イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- (イ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ロ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (ハ) トラックの逸走防止措置の実施
- (ニ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

#### ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
  - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
  - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- e 頓替工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- f 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

#### (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

#### エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ロ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (ハ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (ニ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適用できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

#### オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### 業種横断的な労働災害防止対策

#### ア 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ロ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ハ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

#### イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ロ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (ハ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- (ニ) 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

#### ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ロ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (ハ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

#### エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- (ア) 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備
- (イ) 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ロ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底
- (ハ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握
- (ニ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (ホ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請
- (ヘ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等